

国際ロマンス詐欺その他投資詐欺について
弁護士へ依頼する際にご注意ください

SNS等で知り合った外国人や外国に居住している人物と親しくなった後に、「将来のため」等の理由で投資を持ち掛けられ、様々な名目で金銭の支払いを要求された後、最終的に連絡が取れなくなり、支払ったお金を回収できなくなるという、いわゆる国際ロマンス詐欺の被害が急増しています。

この国際ロマンス詐欺やその他の投資詐欺案件について、弁護士に被害金額の回収を依頼した後、

- ・ 弁護士の着手金を支払ったが高額過ぎる
- ・ 事務員が対応するのみで進展がない
- ・ 弁護士に委任契約の解除を求めたが対応してもらえない

といった相談が、全国の弁護士会の市民窓口にも数多く寄せられており、一部の弁護士が被害者の方に二次的被害を与える事例が発生しています。

国際ロマンス詐欺やその他の投資詐欺を取り扱う旨の広告を行っている弁護士の中には、広告業者が手配する事務員に処理を任せきりにしている者もいるようですが、事件の見通しの説明や着手金・報酬金の決定などは弁護士にしかできません。

国際ロマンス詐欺、その他投資詐欺被害の事案では、十分な被害金の回収が難しい事例が多いと言われておりますので、被害に遭われ、被害の回復を弁護士に依頼する方は、依頼する予定の弁護士から「直接」、事件処理の進め方、被害回復の可能性を含めた見通し、これらを踏まえた着手金・報酬金の妥当性について十分な説明を受けた上で、依頼するかどうか、ご検討いただきますようお願いいたします。

以上